

情 報 最 前 線



結婚50周年のご夫婦をお祝いします（追加受付）

結婚50周年（金婚）を迎られたご夫婦を、9月21日（金）に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、届出期日が経過した後も問い合わせがあることから、市では追加して届出を受け付けます。

該当されるご夫婦は、届出をしてください。

■対象

昭和32年に婚姻届を出されたご夫婦で、市へ金婚の届出をされていないご夫婦

■届出方法 届出先にある届出書に必要事項を記入・押印して、11月20日（火）までに提出

TEL 0897-52-1292
○各総合支所市民福祉課
福祉係

東予広域都市計画区域 都市計画の変更案の縦覧

東予広域都市計画区域のうち、西条市内に係る都市計画の変更案の縦覧を行います。

■件名

特別用途地区の変更（大規模集客施設制限地区の指定）

11月6日（火）～20日（火）
縦覧場所・問合せ 市庁舎別館都市計画整備課

TEL 0897-52-1292
○市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係

■届出先

してください。

■お問い合わせ

してください。

■市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL 0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL 0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL 0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL 0898-72-2111

11月の市税ごよみ

20日 市県民税第3期分、国

民健康保険税第4期分の督促状の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき100円

の督促料と延滞金をいただ

きます。

※口座振替ご利用の方は、納

きます。

期限日の残高にご注意くだ

さい。

※口座振替ご利用の方は、納

きます。

期限日の残高にご注意くだ

さい。

※口座振替ご利用の方は、納

きます。

期限日の残高にご注意くだ

さい。

消費税の申告と納税、届出書の提出をお忘れなく

消費税の申告と納税

平成17年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成19年分消費税の課税事業者となり、平成18年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成20年分消費税の課税事業者となります。

1000万円を超えている個人事業者は、平成19年分消費

税の課税事業者となり、平成

18年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業

者は、平成20年分消費税の課

税事業者となります。

平成19年分消費税の課税事

業者となる方は、平成20年3

月31日（月）までに平成19年分の消費税の申告と納税が必要となります。

新たに消費税の課税事業者

業者となる方は、平成20年3

月31日（月）までに平成19年分の消費税の申告と納税が必要となります。

e-Taxヘルプデスク

11月6日（火）～20日（火）

縦覧場所・問合せ 市庁舎別館都市計画整備課

新規客施設制限地区の指定

特別用途地区の変更（大規

模集客施設制限地区の指定）

新規客施設制限地区の指定

新規客施設制限地区の指定

新規客施設制限地区の指定

新規客施設制限地区の指定

国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、①所得印紙税の申告②全税目の納税③申請・届出など、国税に関する各種手続きがインターネットなどを通じて行うことができる。手続きがインターネットなどを通じて行うことができ、何度も税務署へ出かける必要がなくなります。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続きには便利です。

酒税に関するご相談は前もって巡回日時の確認を

酒税に関するご相談については、松山税務署の酒類指導官（酒税担当者）が、毎月、愛媛県下の税務署を巡回してお受けしています。

希望される方は、前もって松山税務署に酒類指導官の巡回日時を確認してからお越しください。

となる方は、「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署に提出してください。

年末調整説明会

平成20年から簡易課税制度を選択される場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を12月31日（月）までに提出する必要があります。

税務署が事前に送付している資料を持参の上、年末調整説明会にご出席ください。

開催日 11月22日（木）

場所 総合文化会館小ホール